

大阪市立 平林小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月24日改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「やる気のある子、やりとおす子、たすけあう子」の育成のために「平林小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

・いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組について

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条」および「第3条」「第13条」を踏まえ、いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるために、平素から児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進する。また、校内での教職員研修を実施し、外部への研修に積極的に参加する。

・未然防止、早期発見のための取組について

いじめの未然防止・早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により児童がいじめを訴えやすい体制（教職員が児童ときちんと向き合い、些細なことでも話ができる体制）をつくる。また、スクリーニングシートを活用し、全教職員で児童の実態を共通理解し、児童が安心して安全な学校生活を送れるよう教職員同士の細かい連携を図っていく。

・家庭・地域との連携について

多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくりを行う。また、近隣の「保育所・幼稚園・小学校」「校区中学校」「各教育機関」との連携を強化していく。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり、どの児童も被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ・児童が学校で過ごす中で一番長いのが授業の時間である。すべての児童が授業に参加できる、学習場面で活躍できる授業改善を行い、学力向上はもちろんのこといじめをはじめとした生活指導上の諸問題の未然防止につなげていく。そのため、わかる授業づくりを推進し、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫していく。

- ・平素の授業の中で、言語力や表現力を高め、自分の思いや考えを発言したり、友だちの考え方を聞いたりする力を育む指導に努める。
- ・学習参観や土曜授業以外にも、日々の活動内容を学校ホームページに掲載して学級の雰囲気や学習の様子を保護者や地域に周知していく。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ・友人関係づくりや集団づくりを進めるために遠足、社会見学等の体験的な学習の取り組みを重視し、児童自らが計画し、役割を持ち、活躍できる場を設定する。
- ・学校行事等（児童集会・運動会・学習発表会）を、児童自らが計画することにより、他の児童や教職員とつながりを深め、人との絆づくりを推進する。
- ・普段から、生活指導上問題のある児童がよいことをしたら必ず褒め、保護者にも連絡をし、家庭でも褒めるように促していくことで「自己有用感」の育成を図っていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ・年間計画のもと、道徳教育や人権教育の取り組みを深化充実させ、他人を思いやる児童を育成し、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように取り組みを深める。
- ・命の大切さや自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、体験的な学習（遠足・社会見学等）や集団宿泊体験（林間学習、修学旅行等）の様々な体験活動を充実する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、また、はやしたてるなど同調していた児童に対しても指導を行い、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学校全体でいじめを絶対に許さない・見逃さない雰囲気を醸成する。
- ・携帯電話、スマートフォン、パソコン等のインターネットを通じて行われるいじめを防止するために、警察や携帯電話会社等を招き、児童に講話をを行い、保護者に対しても啓発を行い、携帯電話の使い方について子どもへの指導を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを張り巡らし、気づいた情報については確実に共有するために教職員間の情報交換に努めるとともに、「電話連絡」「家庭訪問」などを行い、保護者との連携を密にし、常に相談できる体制を図る。
- ・情報収集するために、PTAや保護者、さらには「地域の見守り隊」などから情報を得るように努める。
- ・定期的な「いじめアンケート」調査や「教育相談（個人面談）」の実施等により常に5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の記録をとる。
- ・児童の情報については、毎月行われている「生活指導部会」で各学年からの情報交換を行い、緊急の場合は、職員連絡会などで報告する。

- ・教育委員会をはじめ、子ども相談センター、所轄警察署等との連携を深め、さらに区役所子育て支援室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を深め、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、早急に情報が全教職員で共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。管理職は、緊急の「職員会議」や「生活指導部会」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- ・被害児童の保護や加害児童の指導については、「生活指導部会」や「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止める」とを最優先に対応する。
- ・いじめの事案が発生したときの状況を把握し、事実確認を行うとともに、いじめを傍観していた児童（児童集団）に対しても、自己の問題として捉えさせる取り組みを進める。
- ・被害児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）と徹底した連携を図り対処する。また、子ども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童相談委員などの関係諸機関との連携をおこなう。
- ・本校は、被害者児童生徒・保護者への寄り添った支援として、教育委員会は、福祉系及び心理系両方の資格を有するスクールソーシャルワーカーで構成される「子ども安心支援チーム」により、被害児童生徒・保護者の要望・意見等を踏まえながら、関係部署につなげていくなどのコーディネート等を行うことで、いじめ等の深刻化の未然防止及び対応の円滑化を図るものとする。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに敏速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。
- ・加害児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、敏速に加害児童の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに保護者に対して継続的な助言を行う。
- ・ネット上のいじめ事案（ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる）については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

＜組織名＞

いじめ対策委員会

*現在既設の生活指導部会をいじめ問題に取り組むための組織として機能させ位置づける。

＜構成＞

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表、養護教諭

*事案に応じて必要な教職員も加わるものとする。

＜役割＞

- ・学校基本方針に基づき、いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有を行う。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正を行う。さらに、いじめに関する情報が生じた場合は、緊急に職員会議・いじめ対策委員会等を開催し、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を迅速に行う。関係児童への事実確認、保護指導および支援などの方針の決定をおこなうとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

【開催時期など】

月1回の定例開催とする。事案発生時には緊急に開催する。

【年間計画】

・1学期（取り組み内容）

各月に生活指導部会（いじめ対策委員会）を開催する。

学級担任による教育相談を適宜実施する。

・2学期（取り組み内容）

各月に生活指導部会（いじめ対策委員会）を開催する。

学級担任による教育相談を適宜実施する。

・3学期（取り組み内容）

各月に生活指導部会（いじめ対策委員会）を開催する。

学級担任による教育相談を適宜実施する。

◎児童対象いじめアンケートを年3回（7月、12月、3月）

◎教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査についてはその都度行う。

【研修会】

・生活指導（いじめに関する）研修会を実施する。

・外部機関（教育センター等）のいじめに関する研修会に参加する。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・「学校ホームページ」や「学校だより」「学年だより」を活用し、いじめ問題に対する様々な取り組みについての情報発信をおこう。
- ・「学校協議会」において「いじめ問題」に対する様々な取り組みについて情報発信を行い、協力体制の強化を図る。
- ・「PTA役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する様々な取り組みについて情報発信を行い、協力体制の強化を図る。

- ・学習参観後の「学級懇談会」、学期末の「学級懇談会」を活用し、「いじめ問題」に対する様々な取り組みについて情報発信を行い、協力体制の強化を図る。
- ・地域の「町長会議」に出席し、「いじめ問題」に対する学校様々な取り組みについての情報発信を行い、地域諸団体や関連機関と連携強化を図る。その状況によって、地域諸団体や関連機関に参加要請を図り、児童への講話を依頼する。

(3) 取組内容の検証

- ・P D C Aサイクル（計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)及び改善(Action)）をもとに、「運営に関する計画」の立案し、進捗状況の学校評価、最終の学校評価で取り組み内容の綿密な検証と点検を行い、次年度への取り組みに活かしていく。
- ・「いじめアンケート」から生活指導部会（いじめ対策委員会）で検証と点検を行い、未然防止と再発防止についてより一層の取り組みを充実させる。

7. 重大事案への対処

- ・「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、事実確認を行い、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- ・教育委員会の指導のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- ・被害児童及びその保護者に当該調査に係る事実関係・経過報告等の情報を適切に提供する。
- ・被害児童及びその保護者の所見をまとめた調査結果を教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

